

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 6 回 会 議

平成 1 5 年 1 2 月 8 日 (月)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第6回会議

1 日時

平成15年12月8日(月)午前10時開会・午前10時51分閉会

2 場所

高松市役所13階大会議室

3 出席委員 24人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰渕将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄	幹事	出原忠憲

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	藤 川 幸 彦
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班	安 西 正 門
総務班長	森 田 大 介	調整班	松 本 修 治
総務班 兼計画班	林 田 競 一	計画班	山 上 龍 二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第 9号 高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

協議事項

協議第 8号 地方税の取扱い（協定項目第9号）について
（第5回会議提案：継続協議）

協議第 9号 都市提携（協定項目第24-1号）について

協議第10号 電算システム事業（協定項目第24-2号）について

協議第11号 広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

4 その他

合併に関する国の動向について

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。

お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第6回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙のところを御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと川田秀夫委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3「議事」に入らせていただきます。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の「報告事項」、報告第9号「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について」事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第9号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

資料1ページ、報告第9号「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について」でございます。

御承知のとおり、合併協議会規約に関する協議書につきましては、高松市・塩江町合併協議会規約に、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、高松市長、塩江町長の間で取り決め、本年5月26日に調印をいたしておりますが、去る12月1日付けの高松市の人事異動によりまして、協議書第4項第2号に規定する「協議会の事務に従事する職員」に異動がございましたことから、協議書第9項の規定に基づき、同日付けで協議書の一部を変更する旨の変更協議書を取り交わしましたので、

御報告するものでございます。

会議資料の2ページをごらんいただきます。

会議資料2ページから3ページにかけまして、12月1日に両市町の長が取り交わした「高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書」でございます。

表の高松市の欄をごらんください。

今回の高松市の人事異動によりまして、高松市の職員は従前の4名から16名となりました。なお、ごらんのとおり兼務職員を含むものでございます。

報告第9号につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第9号につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。特にはないようでございますので、報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、（2）の「協議事項」に移ります。

なお、協議事項のうち、協議第8号につきましては、前回の第5回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますので、本日、事務局からの説明は省略させていただきます。

それでは、協議第8号「地方税の取扱い（協定項目第9号）について」を議題といたします。

協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんですか。特にはないようでございますので、協議第8号についてお諮りいたします。

協議第8号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、協議第8号につきましては、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第9号「都市提携（協定項目第24-1号）について」を議題といたしま

す。

なお、協議第9号から協議第11号までの3件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明などを行い、次回の第7回会議において、改めて質疑及び協議を行った上、意思集約を図ることといたします。

それでは、協議第9号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第9号「都市提携（協定項目第24-1号）について」御説明をいたします。

会議資料の11ページをごらんください。

11ページ、協議第9号「都市提携（協定項目第24-1号）について」でございますが、都市提携を次のとおり決定することについて協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

11ページの中段、枠で囲った部分をごらんください。

提案内容を朗読いたします。

「高松市の都市提携については、継続する。塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。」

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、お配りをいたしております附属資料で説明させていただきます。

附属資料の11ページをお開き願いたいと存じます。附属資料の11ページでございます。

「「都市提携について」に関する資料」でございます。

都市提携につきましては、「国外都市との提携」、「国内都市との提携」の二つに区分して調整をいたしました。

まず最初に、「国外都市との提携」について御説明を申し上げます。

附属資料の12ページをごらんください。

まず、両市町の現況でございます。

1の「都市名及び提携年月日」をごらんください。

現在、高松市はアメリカのセント・ピーターズバーグ市、フランスのトゥール市と姉妹都市提携を、中国の南昌市と友好都市提携を行っております。これら3都市との交流事業につきましては、2の「交流事業」に記載のとおり、各種の交流活動、市民レベルでの交流促進に努めるほか、親善代表団の派遣及び受け入れを行っております。また、南昌市につきましては、毎年1名の行政研修生を受け入れ、セント・ピーターズバーグ市につきましても、高松第一高等学校に英語科の非常勤講師として1名を招聘いたしております。

一方、塩江町では国外都市との提携はございません。

以上のような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、12ページの右下の枠内に記載いたしておりますとおり、「調整案」として書いておりますが、「高松市の国外との都市提携については継続する。」としたところでございます。

続きまして、「国内都市との提携」について御説明をいたします。

次の、附属資料の13ページをお開き願います。

13ページは、国内都市との提携でございます。

まず、両市町の現況でございますが、高松市につきましては、現在、滋賀県の彦根市、茨城県水戸市、秋田県矢島町と、それぞれ都市提携を行っており、また、都市提携を結んでおりませんが、石川県の高松町とも交流を行っております。

一方、塩江町につきましては、昭和62年に、大阪府の枚方市と都市提携を結んでおりますが、これに加えて、枚方市を介して、北海道別海町、高知県の中村市、沖縄県の名護市と交流を行っております。

次に、これらの都市との交流事業でございますが、まず、高松市につきましては、水戸市、彦根市との間で持ち回りで「3市の観光と物産展」を開催いたしております。高松市で開催する際には、矢島町と高松町も加えた3市2町で物産展を開催いたしております。また、各都市との交歓野球大会等のスポーツ交流事業や、まつり等のイベントに参加するほか、矢島町の「産業文化祭」開催時には、高松市も参加し、物産の実演販売を行っております。

一方、塩江町における交流事業につきましては、枚方市、別海町、塩江町が共催する物産展を、毎年11月に枚方市で開催するほか、5市町間で持ち回りで「友好都市サミット」を隔年開催しております。さらに、別海町との間では中学生が、また、枚方市との間では小学生が、毎年交代で相互に訪問を行っております。

次に、このような現況を踏まえまして、「問題点・課題」でございますが、一番右側の

欄に書いておりますが、5点ございまして、まず、都市提携先が異なっていること。提携に至った経緯が異なっていること。交流事業の内容が異なっていること。提携先の自治体における合併の動向を考慮する必要があること。そして、塩江町と都市提携を結んでおります枚方市の意向の確認を要すること。以上5点の問題点なり課題が挙げられます。

次に、これらの問題点・課題に対する「対応策」でございまして、その下の対応策の欄に記載しておりますとおり、まず、高松市の都市提携については継続をすること。一方、塩江町につきましては、提携先である枚方市の意向等を確認し、今後のあり方を協議することとし、さらに、現在、塩江町が実施しております枚方市及び別海町との小・中学生の相互訪問につきましては、学校間、地域間の交流事業としての継続も検討することといたしております。

以上のような「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえました「調整案」でございまして、調整案の欄に書いておりますとおり、「高松市の都市提携については、継続する。塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。」としたところでございます。

以上が都市提携についての調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料のほうの12ページをお開き願いたいと存じます。会議資料のほうでございます。

会議資料の12ページには、都市提携についての先進地域の事例といたしまして、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。この10市のうち、合併協定項目として「都市提携」が協議された市は3市ございまして、いずれの市におきましても、編入する市の都市提携を継続することを基本といたしておりますが、編入される町の都市提携、あるいは交流事業につきましては、大船渡市及びつくば市については継続することとし、福山市については新市町の意向を尊重するということといたしております。

また、次の13ページでございまして、ここに同じく都市提携についての先進地域の事例といたしまして、法定の合併協議会を設置し、現在、合併協議が進められております市町村のうち、高松市と同じ中核市11市の事例を記載させていただいております。

この11市のうち、既に合併協定項目として都市提携についての確認、意思の集約が行われた市が、秋田市を初め5市ございまして、鹿児島市を除く4市につきましては、合併後におきましても合併関係市町村、編入される自治体の都市提携、あるいは交流事業を何

らかの形で継続することといたしております。また、鹿児島市におきましても、合併時までに相手方の意向等を踏まえ、その取り扱いを決定することといたしております。

以上が協議第9号「都市提携（協定項目第24-1号）について」の説明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号につきましては、次回会議において、改めて協議を行うこととなりますが、案件の趣旨、内容等について御質問等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。特にないようでございますので、協議第9号につきましては、会議規程の定めにより、次回の第7回会議において、改めて質疑及び協議を行い、意思集約を行うことといたします。

次に、協議第10号「電算システム事業（協定項目第24-2号）について」を議題とします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第10号「電算システム事業（協定項目第24-2号）について」御説明をいたします。

会議資料の14ページをお開き願います。

14ページ、協議第10号「電算システム事業（協定項目第24-2号）について」でございますが、電算システム事業を次のとおり決定することについて協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

14ページの中ほど、枠で囲った部分でございますが、提案内容は、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。」

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、附属資料のほうで御説明をいたします。

附属資料の14ページをお開き願います。

14ページ、「電算システム事業について」に関する資料」でございます。

電算システム事業につきましては、当協議会において定められました行政制度等の調整方針に基づき、原則として高松市の電算システムに統合することを基本的な考え方といたしております。

附属資料の15ページをお開き願います。

15ページには、「システムの種類」を記載いたしておりますが、高松市におきましては、職員が使用しておりますパソコンのOAソフトウェアの利用によるシステムを除きまして、そこに記載しておりますとおり、人事管理から、一番最後の会議録検索まで、56のシステムが稼働いたしております。いずれも機器等を高松市庁舎内に設置し、運用管理を行っております。

このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステムにつきましては、業務の主管部門が独自に導入しているものでございます。

以上が高松市の関係でございます。

次に、塩江町におきましては、同様に住民記録から健康管理までの28のシステムが稼働いたしております。このうち、住民記録や介護保険等、システム名の後ろに括弧書きで「(委託)」と記載しておりますシステムにつきましては、民間事業者の施設内に機器を設置し、専用線で塩江町役場と接続して運用をいたしております。

以上についての「問題点・課題」でございますが、右の欄に書いてありますが、まず電算システムにつきましては、各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要となること。また、高松市のシステムと塩江町の対応するシステムとの間の互換性がないこと。さらには、地籍情報管理等、塩江町のシステムで、高松市側に対応するシステムがないものがあることの3点が挙げられます。

これらの問題点・課題に対する「対応策」でございますが、中段の枠内に記載しておりますとおり、各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行うこと。また、高松市と塩江町の対応するシステムの間では、塩江町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるように変換をすること。また、当初からの統合を必要としないものについては運用面での対応を図ること、及び塩江町のシステムのうち高松市に対応するシステムがないものについては必要な修正を加え使用する、ことに対応しようとするものでございます。

これらの「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえ、その「調整案」といたしましては、一番下の欄に書いておりますとおり、「高松市の電算システムに統合する。当初から

の統合を必要としないものについては、運用等において適切に調整する。高松市に対応するシステムが存在しないものについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、「庁内LANの状況」について御説明いたします。

次の16ページをごらんいただきます。

まず、両市町の現況でございますが、現在、高松市、塩江町ではいずれも庁内LANを整備いたしております、それぞれ、ごく一部の例外を除き、本庁舎と出先施設の間を接続いたしております。また、インターネットを初め、同様な外部への接続を行っております。

次に、庁内LANにおいて、住民情報を扱うネットワークと内部管理情報等を扱うネットワークを分割しているかどうかでございますが、高松市では、これらを分割せず、一つのLANで両方を扱っておりますが、一方、塩江町では、それぞれ別のネットワークを構築しているところでございます。

また、パソコンの設置台数につきましては、両市町とも、必要な職員には1人1台の環境が整備されているところでございます。

この庁内LANにつきましての「問題点・課題」でございますが、まず、別々のネットワークであり、運用管理の体系が違うこと。インターネット等の外部ネットワークへはそれぞれ別に接続していること、及びネットワークの統合に当たっては、セキュリティ面で問題が生じやすいことの3点が挙げられます。

これらの問題点・課題に対する「対応策」でございますが、その下に記載しておりますが、塩江町の全庁LANを高松市の全庁LANに組み込み、外部への接続は、現在、高松市が接続しているものに統合するということでございます。なお、統合に当たってはセキュリティ対策を講ずる必要がございます。

これらによる「調整案」といたしましては、「高松市の庁内LANに統合する。」としたところでございます。

次に、合併に伴う電算システムの統合における作業の流れ等について、簡単に御説明をいたします。

次の17ページをお開き願います。

まず、1の「統合方式」でございますが、既存のシステム、現在の高松市のシステムをベースに、いわゆる「片寄せ統合方式」により、高松市のシステムに統一をするものでござ

ざいます。

次に、2の「統合作業の流れ」でございますが、まず、各業務主管部門が行う事務事業の統合協議の中で、電算システムの改修を要するものがあるかどうかを点検、確認をいたします。その結果、改修が必要となるシステムにつきまして、プログラムの修正やデータの移行等の作業に着手するための準備を行います。そして、合併協定書の調印の後、速やかに移行、統合作業に着手をするというものでございます。

統合の期日につきましては、継続的な住民サービス提供の観点から、基本的には合併時の稼働を目途といたしますが、当初から統合を必要としないものについては、運用等において適切に調整する中で、順次、統合作業を進めていくというものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料に戻っていただきまして、15ページをごらんいただきます。

会議資料15ページでございますが、このページには平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の事例を記載いたしております。

また、次の16ページにつきましても、先ほど申し上げましたが、法定の合併協議会を設置し、現在、協議を進めております中核市のうちで、既に電算システム事業について確認、意思集約をした市、そこでは秋田市と鹿児島市の事例を記載しておりますが、これらいずれの市におきましても、今回提案いたしました内容とほぼ同じ内容となっております。

以上で協議第10号「電算システム事業について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号につきましても、次回会議で、改めて協議を行うこととしておりますが、案件の趣旨、内容等について特に御質問等がございましたら、御発言を願いたいと存じます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。それでは、協議第10号につきましては、改めて次回、第7回会議で質疑、協議を行い、意思集約をさせていただきます。

次に、協議第11号「広聴広報事業（協定項目第24-3号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第 1 1 号「広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について」御説明いたします。

資料 1 7 ページをごらんいただきます。

協議第 1 1 号「広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について」でございますが、広聴広報事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分をごらんください。

提案内容でございますが、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。」

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、附属資料のほうで説明させていただきます。

附属資料の 1 8 ページをお開き願います。

「「広聴広報事業について」に関する資料」でございます。

広聴広報事業につきましては、行政制度等の調整方針に基づき、原則として高松市の制度に統一することを基本的な考え方といたしております。

次の 1 9 ページをお開き願います。

まず最初は、「市（町）民相談事業」についてでございます。

まず、両市町の現況でございますが、高松市におきましては、相談業務につきましては、本庁舎 1 階の市民相談コーナーにおきまして、市民相談、一般相談のほか、人権相談を初めとする 1 2 種類の専門相談を実施しておりますほか、各担当部署におきまして、母子、交通事故など、さまざまな相談を行っております。

一方、塩江町におきましては、現在、庁舎内の会議室におきまして、行政相談を初め、6 種類の相談事業を実施いたしております。

次に、「問題点・課題」でございますが、右上の枠内に記載しておりますとおり、3 点ございまして、まず相談内容に相違があること。開催回数が異なること。さらには、高松市の制度に統一した場合、相談事業の開催場所が市役所本庁舎となりますので、特に高齢者の方には不便を来すおそれがある、ということが挙げられております。

これらの問題点・課題に対する「対応策」でございますが、中ほどの枠内に記載してお

りますとおり、「塩江町で行っている相談事業については、塩江町の住民の利便性等も考慮し、合同相談所を開設するなど、現行の水準を下げないような方法での開催について検討する。」といたしております。

以上の「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえた「調整案」でございますが、相談内容は高松市の制度に統一いたしますが、現在、塩江町において実施しております相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うこととしたところでございます。

以上が「市（町）民相談事業」についての「調整案」でございます。

次に、20ページに参りまして、「広聴事業（その他）」について御説明をいたします。

ここに記載いたしておりますとおり、現在、高松市では、ただいま御説明いたしました相談事業に加えまして、「市政モニター」、「市政出前ふれあいトーク」、「市長への提言」の三つの広聴事業を実施いたしております。

一方、塩江町では、高松市と同様に「町長への提言」事業はございますが、他の広聴事業は実施いたしておりません。

このような両市町の現況を踏まえ、「調整案」といたしましては「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

21ページは、「広報紙」でございます。

まず、両市町の現況でございますが、現況欄に記載しておりますとおり、4の「配布先」につきましては両市町とも同様でございますが、1の発行回数、発行日を初め、他の項目についてそれぞれ違いがございます。

これらの現況を踏まえた「問題点・課題」でございますが、右上の枠の中に記載しておりますが、まず、問題点・課題につきましては、配布方法について、高松市では広報紙の配布に当たり、仕分け・配送業務を業者に委託し、実施しておりますが、塩江町では職員がこの業務を行っております。また、合併に伴い必要となる広報事業として、塩江町の住民に対する合併後における各種の受付方法や窓口などの周知が重要となっております。

これらの問題点・課題に対する「対応策」といたしまして、その下の枠内に記載しておりますとおり、まず、配布方法につきましては、現在、高松市において広報紙の仕分け・配送業務を委託しております業者の配送エリアと業務拡大により対応しようとするものでございます。また、塩江町住民に対する合併後の受付方法等の周知につきましては、高松

市の各課の業務内容、連絡先等を冊子にまとめた「くらしのガイドブック」を塩江町の全世帯に配布することで対応するものでございます。

以上の「問題点・課題」、「対応策」を踏まえた「調整案」でございますが、その下の枠内に書いておりますように、「広報紙の発行回数、配布方法などについては高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、22ページの「視覚障害者への広報」でございますが、現況欄に記載しておりますとおり、現在のところ塩江町では該当する事業はございませんが、高松市におきましては、「点字広報」、「声の広報」、市の携帯電話版のホームページ「もっと高松N A V I」の情報を音声化したしましたテレホンブラウザシステムにより、視覚障害者への広報活動を行っております。

次に、「問題点・課題」でございますが、記載のとおり、現時点では塩江町における点字広報と声の広報を希望する対象者は把握できておりませんが、今後、適当な時期に塩江町の関係団体を通じ、あらかじめ、点字広報等の希望の有無を照会し、対象者を把握の上、対応したいというふうに考えております。

「問題点・課題」及び「対応策」につきましては以上でございますが、これらを踏まえた「調整案」といたしまして、右下の枠内に記載しておりますとおり、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、23ページをごらんください。

23ページは、「ホームページ」でございます。

まず、ホームページの両市町の現況でございますが、現況欄に記載しておりますとおり、両市町とも掲載内容は異なりますものの、それぞれホームページを開設いたしております。また、メールマガジンにつきましては、高松市において、毎月2回発行いたしております。

以上のような現況を踏まえた「対応策」でございますが、ページの右の中ほどの枠内に記載いたしておりますとおり、「メールマガジンの発行日や内容などについては、高松市の現行制度に統一するが、塩江町の特色ある独自情報を含めることとする。」としておりまして、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、また、もとの会議資料のほうに戻っていただきまして、18ページを

ごらんいただきたいと存じます。

18ページには、先ほど来、申し上げております先進地域10市の事例を記載しております。

19ページにつきましては、中核市のうちで既に広聴広報事業について確認をいたしました市、6市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、基本的には編入する市の事業に統一するという取り扱いといたしております。

以上で協議第11号「広聴広報事業について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号につきましても、次回に改めて協議を行います。案件の趣旨、内容等に御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

藤澤委員 塩江町藤澤です。

配布方法なんですけど、過疎化によって自治会が3軒とか4軒になってまして、自治会長が、行って配るのが半日仕事になる。これは、自治会で、少ないところは宅配とか郵送で直接行くようにすることとか、そういうふうを考え直しはできんでしょうか。もう、今の状態でも隣の自治会に、私入りたい言うても我慢してるということもあります。実際、私の自治会の近くでも3軒っていうところがあるんですね。車でも乗れる人であればいいですけど、全部歩きで行く場合、例えば、1日発行を次の日曜日とか、それが、これからだったら雪なんかで行けない場合あるでしょう、全部歩いていくと。また、次、1週間遅らせたなら、もう次の広報紙が来ると。そういう状況になると思うんですよ。そういう面もちょっと考え直してほしいです。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

事務局長 事務局の方からお答えというか、説明をさせていただきますが、ただいまの具体的な塩江町内における広報紙の配布方法についての御意見でございますが、それらの現実の対応、具体的な対応等につきましては、今回のこの調整方針、調整案を協議いただきまして、ただいま御意見をいただいたことも含めまして、今後、具体的な内容等について詰めていくということになるかと思っております。基本的には、高松市の制度に統一するというところでございます。現実の問題として、ただいまの御意見のような問題事案についてどのように対応するかということについては、事業実施の段階までに、当然、事務サイド

での調整事項ということになるかというふうに思っております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 高松でも、自治会に入らない世帯で、結構、広報だけはどうしても配らないかんというのがありますして、そういうのも、また別途いろいろとやっとなるわけです。ですから、全部が自治会で行っとなるというわけでもないんでございますけど、具体的にはまた、いろいろと幹事会で協議したいと思えます。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

森谷委員 高松市の森谷です。ちょっとお伺いします。

1点は、相談事業のことですけれども、塩江町において行っている相談事業の、いわゆる市民サービスの低下にならないようにということですが、いわゆる項目っていうか、事業の名称、こういうものは塩江町で高松市に準じてやっていくという意味でしょうか。こちらの、例えば塩江町で「心配ごと相談」っていうのが、どれとどれに当たるのかなと思ったりしますが。この附属資料の19ページですが、塩江町でもって、会議室で看板掲げてやっていますね。そういうのに、高松市の相談内容が、全部向こうへ行くっていうふうな感じなんでしょうか。どういう形でされるんでしょう。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 先般、部会の協議が終わった後の幹事会で説明を受けたことで申し上げますと、ただいま御質問いただきました内容等につきまして、現実の、現在の塩江町における相談事業の実施内容等を十分に精査いたしまして、その内容を十分踏まえる中で、今後、具体的な考え方を詰めていく。この19ページで申し上げますと、右の真ん中の対応策のところでございますが、合同相談所を開設するなどということで、現行水準を下げないような方法での開催について検討するというので、総括的な表現にしておりますけれども、ただいま塩江町の現況欄にございますような各種の相談、月1回とか2回とか、あるいは年11回とかというふうには実施しておりますして、その回数だけでなく、その実際の相談内容、事業内容等につきまして、詳細に今後調査をする中で、塩江町の住民のサービス低下を生じないような配慮をしていくということで調整をさせていただくということになるかと思っております。

森谷委員 塩江町の独自性みたいな土地柄もあると思えますので、サービス低下にならないように御配慮してさしあげるっていうこと、大切さを要望します。

もう一点ですけども、ホームページ等で、私たち高松市も、せっかく塩江町さんと御一緒になる中で、温泉とかというのが、とっても魅力ある塩江町の独自性ですので、そういうのがホームページを開くと、とても魅力的にどんと出てくれば、とてもこの合併の意義も、また助長されるんじゃないかなと思いますので、その辺での広報広聴に対する魅力ある配慮もよろしく願いいたします。これは要望です。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にほかにないようでございますので、協議第11号につきまして、次回、第7回会議において改めて質疑、協議を行い、意思集約をさせていただきます。

会議次第4 その他（1）合併に関する国の動向について

議長（増田会長） 次に、会議次第4の「その他」でございますが、まず、（1）「合併に関する国の動向について」事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） 失礼します。

それでは、「合併に関する国の動向について」御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料のほうの20ページをお開きください。

首相の諮問機関であります第27次地方制度調査会は、先般11月13日に、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をまとめました。

この答申におきましては、合併特例法が効力を失った後の市町村合併について、現行の財政優遇措置をとらないこととすること。また、知事による合併構想の策定や勧告など、市町村合併を都道府県主導で推進する方針が明記されますとともに、住民自治の強化を目的とする地域自治組織についても提言がなされております。

その概要を、資料により御説明させていただきます。

まず、「1 平成17年4月以降の合併の推進について」でございます。

答申では、地方分権時代の基礎自治体に関し、福祉や教育、まちづくりなど、住民に身近な事務は、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要があると指摘しておりまして、市町村の規模や能力を拡充するために、（1）にございますように、現行の合

併特例法の失効後の平成17年4月以降も、合併に関する新しい法律を定めて、一定期間さらに自主的な合併を促すよう求めています。

具体的には、合併特例債など、現行の合併特例法のような財政支援措置は廃止することとしておりますが、普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例などの、合併の障害を取り除く措置は、引き続き残すこととしております。

なお、(2)にございますように、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該関係市町村の議会の議決を経て、都道府県知事への合併申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を引き続き適用し、財政支援措置等を講ずる旨の経過規定を置くことが適当である、としております。

その一方で、(3)にございますように、都道府県知事の役割強化を打ち出しております。都道府県は、必要に応じて市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえまして、市町村合併に関する構想を策定することとすべきであり、都道府県知事はこの構想に基づき、合併協議会の設置や、合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等により、自主的な合併を進めることとすべきである、としております。

都道府県が策定する構想におきましては、現在の合併特例法のもとで合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきでありまして、具体的には、「生活圈域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併」、それから「指定都市、中核市、特例市等を目指す合併」、「小規模な市町村に係る合併」などを盛り込むよう求めています。

都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村といたしましては、ここに書いてありますとおり、おおむね人口1万人未満を目安とするものでございますけれども、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行の合併特例法のもとで合併を行った経緯等についても考慮する必要があるとされております。

次に、資料21ページ、「地域自治組織」につきまして御説明いたします。

まず、(1)の地域自治組織の基本的な考え方でございますけれども、地域自治組織は、市町村内の一定区域を単位といたしまして、住民自治の強化や、行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断により設置できるとすべき、としております。

この地域自治組織でございますが、枠囲みの中に、一番下のところですが、枠囲みの中に書いてありますが、まず、1番に住民の意向を反映させる機能を持つこと。それから、(2)として、行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を持つこと。3番として、支所・出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担うものとされております。

次に、そのイメージでございますが、イメージ図のほうをごらんください。

地域自治組織には、その機関といたしまして、地域協議会と地域自治組織の長を置くということとなっております。

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根差した諸団体等の主体的な参加を求め、多様な意見の調整を行い、協働の要となる組織で、市町村長の諮問に応じて審議いたしまして、または必要と認める事項について建議することができるものでございます。

その構成員でございますけれども、市町村長が選任いたしまして、住民の主体的な参加を期待するものでありますことから、原則として無報酬とするものとされております。

次に、地域自治組織の長は地域自治組織を代表し、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うとされておまして、市町村長が選任することとされております。

次に、22ページのほうをお開きください。

これらの制度のポイントでございますが、この地域自治組織は、平成15年4月の中間報告で示されておりますように、行政区的なタイプ、法人格を有しないタイプでございますが、それと特別地方公共団体とするタイプ、こちらは法人格を有するタイプでございます。この2つが考えられますけれども、地域自治組織を必要と考える市町村が任意に設置できるという一般制度としては行政区的なタイプを導入すべきであるというふうにされております。ただし、合併市町村に限りまして、法人格を有するタイプ、いわゆる特別地方公共団体を、旧市町村単位に合併後の一定期間設置することができる制度といたしております。

なお、にございますように、区域、名称、分掌事務の範囲など、基本的な事項につきましては、地域の自主性を尊重し、条例で定めることとし、法律で定める事項は最小限度にとどめ、地域において活用しやすい制度とする必要があるとされております。

次に、にございますように、地域自治組織の長や構成員の選任に当たりましては、公

職選挙法による選挙を導入せず、長は、市町村長が選任し、地域協議会の構成員は、一般制度では、市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体など、地域の多様な団体から推薦や公募に基づき選任いたします。また、法人格を有するタイプでは、地域の自主性を尊重する観点から、合併協議により選出方法を定めるものとされております。

なお、 にごさいますように、地域自治組織の構成員は、原則として無報酬となっております。

以上、地域自治組織について御説明いたしました。地域自治組織と地域審議会がどのような関係なのかとか、特別地方公共団体タイプの適用の対象など、不明な点が多くございますけれども、先般11月26日に開催されました総務省の説明会におきましても、今後、法制化する中で検討していくとの説明がなされたようでございます。今後、国や県から情報が入り次第、協議会にも情報提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で「合併に関する国の動向について」の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました件について、何か御質問等ございませうか。よろしゅうございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に「高松市・塩江町合併協議会会議開催予定について」事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明をいたします。

会議資料の23ページをごらんいただきます。

23ページでございますが、「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について」でございますが、第7回の会議につきましては、来年の1月16日の金曜日、午後1時30分から、塩江町役場の2階大会議室で開催を予定いたしております。

また、第8回の会議につきましては、2月中旬に高松市役所で開催の予定でございます。今後、日程が決まり次第、御連絡をさせていただきたいと存じます。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催日のおおむね1週間前に送付いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（増田会長） 以上で事務局の説明は終わりましたが、せっかくの機会でございますので、皆様の方から、何かこの際、御発言がございましたらお聞きしたいと存じますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には御協力いただき、大変ありがとうございました。これをもちまして高松市・塩江町合併協議会第6回会議を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午前10時51分 閉会

会議録署名委員

委員

森 谷 芳 子

委員

川 田 秀 夫